

議案第18号

琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例(平成20年琴浦町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
路線名	起点	主な経由地	終点	路線名	起点	主な経由地	終点
船上山線	略			船上山線	略		
	赤碕中学校前	赤碕駅・大父木地入口・少年自然の家・赤碕駅	赤碕中学校前		赤碕中学校前	赤碕駅・大父木地入口・少年自然の家・赤碕駅	赤碕中学校前
上中村線	船上小学校	向原・赤碕駅・坂ノ上南口・尾張公民館	上中村				
略				略			

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。